

## 田代孫三郎「肥後遊覧覚書」について — 幕末佐賀藩士の肥後見聞録 —

申間 聖剛

### 一 はじめに

本稿で紹介する史料の作者・田代孫三郎（1801～1858）は、幕末の佐賀藩において数々の普請事業に携わった人物である。主な事業としては、三丁分堀切工事・木嶋溝配水工事・神野御茶屋普請などがあり、嘉永三年（1850）には、本島藤太夫<sup>①</sup>らと共に築地反射炉を築造し、所謂「御鑄立方七賢人」<sup>②</sup>の一人に数えられている。このように、田代は当時の佐賀藩において活躍した人物の一人であったといえるが、これまで具体的な経歴や人物像などについてはあまり知られてはいない。

ところで、旧佐賀藩主・鍋島家に伝来した「鍋島家文庫」<sup>③</sup>には、藩政に関わる文書の他に、鍋島家の修史編纂事業の過程で収集された史料が含まれているが、この中に田代が記したと思われる史料がいくつか存在している。管見の限りでは、これまでのところ直筆・写本を合わせて三十六点を確認しており、年代は文政三年（1820）から安政二年（1855）までの三十五年間にわたる。その内容は普請などの職務に関する日記や覚書・手控が中心であり、

これらを分析していくことにより田代のこれまで知られていなかった業績を明らかにすることができると考えている。

筆者はこのうち二点の史料（「神野御茶屋御家作一件控」・「諸達書其外控」）について既に翻刻を行っており、<sup>④</sup>本稿ではこれに引き続き、田代孫三郎の肥後見聞録である「肥後遊覧覚書」を翻刻・紹介することとした。

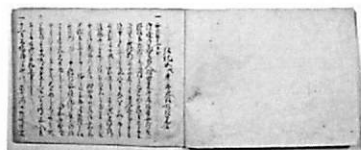
### 二 「肥後遊覧覚書」について

「肥後遊覧覚書」（鍋086—09・以下「本史料」）は、法量タテ19.0センチ・ヨコ14.0センチの半横の冊子である。丁数は表紙・裏表紙を合わせて一一丁、状態は破損・虫損共になく比較的良好である。

本史料が作成されたのは弘化五年（1848）正月、田代が四十八歳の時である。田代はこの時までに既に多くの土木普請事業



「肥後遊覧覚書」表紙



「肥後遊覧覚書」本文

表① 田代孫三郎略年表 (年齢はかぞえ年)

年代	西暦	年齢	出来事[出典]	年代	西暦	年齢	出来事[出典]
寛政13年 (享和1年)	1801	1歳	佐賀城下に生まれる。 〔「早引」(鍋331-029)〕	弘化2年	1845	45歳	川副下郷犬井道村・田中村の干拓工 を行う〔川副町誌、川副下郷犬井道村田 中村潟地新築築立二付諸控(鍋671-004)〕
文政11年4月～8月	1828	28歳	長崎の御台場詰めを4ヶ月間勤める。 〔「諸控」(鍋023-102)〕	弘化3年3月14日	1846	46歳	神野御茶屋普請を仰せ付けられる 〔「諸控」(鍋023-102)〕
文政13年6月9日	1830	30歳	佐賀城三の丸の御式台番となる。 〔「諸控」(鍋023-102)〕	弘化5年1月12日	1848	48歳	八代新地見学のため肥後遊覧に出る。 〔「肥後遊覧覚書」(鍋086-09)〕
天保2年2月19日	1831	31歳	郷普請方見習となる 〔「諸控」(鍋023-102)〕	嘉永2年11月13日	1849	49歳	片岡四郎兵衛他約10名とともに久保田領 で投網遊覧を行う。 〔嘉永二年武雅日記 其ノ一〕
天保6年6月	1835	35歳	焼失した佐賀城二ノ丸の再建に携わる 〔「諸控」(鍋023-102)〕	嘉永3年10月2日	1850	50歳	築地反射炉築造工事に会計事務として参加
天保10年	1839	39歳	大詫間潟道の普請に携わる 〔「大詫間潟道法日記」(鍋671-002)〕	嘉永3年12月15日	1850	50歳	伊王島・神ノ島の新台場増築の役員に任 命される
天保13年2月	1842	42歳	郷普請方本役となる 〔「諸控」(鍋023-102)〕	嘉永6年7月12日	1853	53歳	新台場増築の褒美として米10石を賜る
天保13年7月	1842	42歳	御蔵方附役となる〔「諸控」(鍋023-102)〕	安政4年	1857	57歳	火術方附役となる
天保15年5月17日	1844	44歳	与賀代官を仰せ付けられる 〔「池田私記」(鍋023-050)〕	安政4年2月	1857	57歳	反射炉築造の技術支援として杉谷ら11人 とともに葦山へ到着、反射炉を見学する 〔江川坦庵全集〕
天保15年	1844	44歳	藤津代官を仰せつけられる 〔「諸控」(鍋023-102)〕	安政4年11月7日	1857	57歳	二番反射炉のうち北炉の溶解試が行われ 見分を行う。鑄込予定の弾丸寸尺につ いて申聞を行う。〔江川坦庵全集〕
天保15年 (弘化1年)	1844	44歳	三丁分堀切工事に携わる〔「川副東郷富村 之内 三丁分堀切日記」(鍋684-001)〕	安政5年3月22日	1858	58歳	職人を召し連れ佐賀への帰途につく 〔江川坦庵全集〕
弘化2年	1845	45歳	木嶋溝配水工事に携わる 〔「木嶋溝配水日記」(鍋682-補68)〕	安政5年7月	1858	58歳	流行のコレラに感染し死亡 〔「胸次録」(鍋022-279)〕

表② 鍋島家文庫中の「田代孫三郎関係資料」一覧

番号	年代(西暦)	文書名(請求記号)	番号	年代(西暦)	文書名(請求記号)
1	文政3年(1820)	圓極流三拾六題積開キ控 (鍋355-補56)	19	天保15年～嘉永1年 (1844～1848)	川副下郷犬井道村田中村潟地新築 築立二付諸控(鍋671-004)
2	文政13年(1830)	諸控(鍋023-102-01)	20	弘化2年(1845)	大詫間新築方日記(鍋671-003)
3	天保3年(1832)	手覚(鍋670-003)	21	弘化2年(1845)	木嶋溝配水日記(鍋682-補68)
4	天保7年(1836)	諸控(鍋023-102-02)	22	弘化3年(1846)	(日記)(鍋022-295)
5	天保9年(1838)	手覚(鍋022-289-01)	23	弘化3年(1846)	諸控(鍋023-102-07)
6	天保9年(1838)	雑書(鍋259-007)	24	弘化3年(1846)	神野御茶屋御家作一件控(鍋673-002)
7	天保9年(1838)	今般御改正二付代官人数増目附御省 遠帳其外控(鍋330-003)	25	弘化5年(1848)	肥後遊覧覚書(鍋086-009)
8	天保10年(1839)	手覚(鍋022-289-02)	26	弘化5年(1848)	〔犬井道大詫間掘方日記〕(鍋671-001)
9	天保10年(1839)	大詫間潟道法日記(鍋671-002)	27	嘉永1年(1848)	諸控(鍋023-102-08)
10	天保11年(1840)	手覚(鍋022-289-03)	28	嘉永1年(1848)	諸控(鍋023-102-09)
11	天保11年(1840)	肥後表開合書(鍋309-148)	29	嘉永1年(1848)	〔普請方口達其外〕(鍋669-補65)
12	天保12年(1841)	手覚(鍋022-289-04)	30	嘉永2年(1849)	佐嘉山内田島其外石入(鍋411-005)
13	天保13年(1842)	諸控(鍋023-102-03)	31	嘉永2年～3年 (1849～1850)	諸違書其外控(鍋680-001)
14	天保13年(1842)	諸違帳写(鍋326-117)	32	嘉永3年(1850)	伊王島神ノ島両所外目御台場増築二 付諸控(鍋358-006)
15	天保14年(1843)	手覚(鍋022-289-05)	33	嘉永6年(1853)	諸控(鍋023-102-05)
16	天保14年(1843)	諸控(鍋023-102-04)	34	安政1年～2年 (1854～1855)	伊王島神ノ島両所御台場御築立二付 諸控写(鍋358-005)
17	天保15年(1844)	手覚(鍋022-289-06)	35	不明	諸控(鍋023-102-06)
18	天保15年(1844)	川副東郷富村之内三丁分堀切日記 (鍋684-001)	36	不明	手覚(鍋684-002)

に関わっており、土木技術に関して豊富な知識と経験を得ていたと思われる。また、新たな知識に対しても食欲であり、本史料の冒頭では、「肥後表新地」へ心得のために見物に行きたいと「兼々存立」していたと記しており、旅行の目的が新地見学であったことが分かる。そのため、本史料の内容は新地に関するものが大半を占めているが、それだけではなく、祭りや名所、道中立ち寄った場所の解説や感想なども記されており、他国者が見た当時の肥後を知ることができる興味深い史料であるといえる。

### 三 旅行日程について

田代の肥後見物の願いは、普請の仕事がない時期であった事もあり、御当役鍋島安房より許可がおりた。田代は中嶋文作・綾部四郎大夫の二人を誘い、弘化五年正月十二日に三人で佐賀を出発することとなった。田代一行の旅行日程は十二日から二十日までの計九日間にあわっている。それでは、旅行の具体的日程について日を追ってみていくこととする。

#### ・正月十二日～十三日

田代一行は十二日の八ツ時（午後二時頃）に佐賀を出発し、筑後川をわたり五里半（約21.5キロ）を歩き、その日は柳川瀬高川沿いの「諸国屋」という宿に泊まっている。翌十三日は終日かけて十里半（約40.1キロ）を歩き、夜五ツ半時（午後九時頃）に肥後藩領の植木に到

着している。

#### ・十四日

十四日は暁七ツ時（午前四時頃）に出発し、三里（約12.0キロ）を歩いて熊本城下に到着している。夜明けを待って原五郎左衛門の知人・笠井彦四郎に面会し、笠井宅にて左義長を見学している。左義長は新年に行われる火祭行事のことであり、この日はちょうどその開催日であった。田代の記述によると熊本城下の左義長は、正月の飾り縄を入れた火床を騎馬が乗り回すというもので、田代は「誠に勇々敷事」とこれを表現している。

左義長見物を終え、夜には沢村宮門という儒者を尋ねて新地見物の希望を伝えている。沢村より元大庄屋である坂梨順左衛門の紹介を得て、その後坂梨にも面会し新地の関係者への添状を受け取っている。

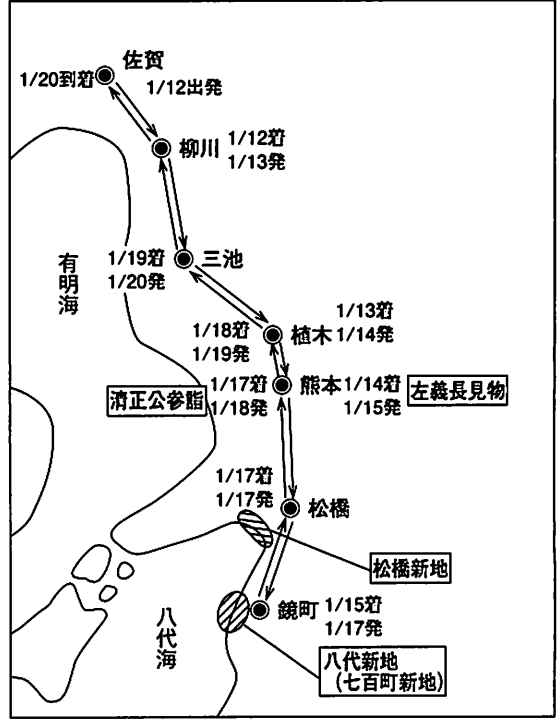
#### ・十五日

朝飯後、小代清兵衛なる人物を加えて四名で八代新地を目指して出発している。夜五ツ時（午後八時頃）に熊本城下より八里（約31.5キロ）の鏡町に到着し、当地の大庄屋である本山郡次に面会している。この日は本山に宿を手配してもらい鏡町に宿泊している。

#### ・十六日

朝より本山郡次の下役案内で八代新地を見学している。この時田代一行が見学した八代新地は、文政四年（1821）に鹿子木量平・謙之助親子<sup>5</sup>によって築造された七百町新地のことで、当時としては大規模な干拓地であった。本史料中では、田代により七百町新地の築造期間・雇夫の人数・石垣や井樋の種類と規模・汐留の経

【図①】 田代一行の旅程図



緯など、見聞で得た情報が別項を立てて詳しく記載されている。

また、築造者の鹿子木徳之助（謙之助の間違いか）にも面会し、鹿子木宅にて日暮まで新地築造に関することや、新地における白砂糖製法について尋ねるなどしている。

・十七日

昨日に引き続いて八代新地の見学を行ったのち、約三里（約12.0キロ）離れた松橋新地の見学に向かっている。松橋新地は小代清兵衛の知人の竹右衛門なる人物の案内で見学している。その後、松橋より熊本城下まで戻り宿泊している。

・十八日～二十日

十八日は、朝より加藤清正公を祀る本妙寺・淨池廟を参詣し、その後植木まで戻って宿泊している。岩村右近・小代清兵衛の二名が同伴し、五名での帰路となっている。翌十九日には植木より三池まで戻り、二十日に佐賀へ帰着している。

四 おわりに

本稿では田代孫三郎の肥後見聞録「肥後遊覧覚書」の翻刻及び紹介を行った。本史料からは、肥後の新地に関する詳細な記述から、田代が干拓事業について大きな関心を持っていたことが分かった。また、七百町新地の築造者である鹿子木謙之助と田代が直接交流を持ち、土木技術に関する情報交換を行っていたという事実も判明した。田代は肥後遊覧を終え、佐賀に帰った後にもいくつかの土木事業に携わっているが、この時の体験や知識がそれらに活かされた可能性は高いといえるだろう。

「はじめに」でも述べたとおり、田代孫三郎が記した未翻刻の史料はまだ多く残されている。今後もこれらを調査することにより田代の業績について明らかにしていきたいと考えている。

【付記】

本史料の翻刻にあたり、史料を提供して頂いた鍋島報效会及び、多大のご教示とご助言を頂いた永松亨氏に厚く御礼を申し上げます。

杉嶋手永惣庄屋を務めた。五十二歳のとき野津手永惣庄屋となり、百

町新地・四百町新地・七百町新地等の新田開発に成功した。息子の謙之助は天明四年（1785）生まれ、野津手永惣庄屋役を継ぎ、父とともに新田開発に尽力した。文久元年（1861）七十八歳で死去。

【註】

- (1) 文化八年（1811）生まれ。藩命により江川太郎左衛門より大砲に關する知識を習得し、天保十五年から御火術方、製鍊方などの主任となり反射炉の構築、大砲製造に努力した。維新後は鍋島家の経営、百六銀行の指導などを行った。明治二十一年（1888）死去。
- (2) 御鋳立方の七賢人とは、築地反射炉の築造・大砲製造に携わった、本島藤太夫（主任）、杉谷雍助（翻訳）、田中虎六郎（参与）、谷口弥右衛門（鋳工師）、橋本新左衛門（溶鉄師）、馬場栄作（数学者）、田代孫三郎（會計）のことである。（中野禮四郎編「鍋島直正公傳第三編」一九二〇年、四五二〜四五三頁）

【凡例】

- 一 漢字は概ね常用漢字を使用した。
- 一 人名・地名・固有名詞に限り、原則として原文の字体を用いた。
- 一 異体字は使用しなかった。
- 一 変体仮名は平仮名に改め、片仮名はそのまま残した。
- 一 合字のㇿ（より）はそのまま残した。
- 一 メ（しめ）・メ（して）はそのまま残し、文意によって読み分けた。
- 一 判読できない文字は■で表した。

- (3) 旧佐賀藩主鍋島家に伝来した史料群。鍋島報效会が所蔵し、現在は佐賀県立図書館に寄託されている。点数は約3万2千点で、財政・藩士・分限などの藩政史料や和漢書・洋書などからなる。（佐賀県史料刊行会「鍋島家文庫目録 郷土資料編」一九八〇年）
- (4) 申問聖剛・中野正裕翻刻・校註「神野御茶屋御家作一件控・諸違書其外控」低平地研究会歴史部会二〇〇九年、において翻刻を行っている。
- (5) 鹿子木量平は、宝暦三年（1753）生まれ。鹿子木村庄屋・益城郡

(表紙)

弘化五年

肥後遊覽覚書

申正月

田代通英存麻二郎

(タテ190センチ×ヨコ140センチ)

(本文)

一 正月十一日

御城御蔵方頭人池田半九郎殿・嬉野与右衛門殿へ、肥後表新地  
 其外心得之為見物罷越度兼々存立候得共、不得折打過居候ニ付、  
 唯今時分差立御事ニメも無之御都合ニ付、五六日之処ハ内々御  
 間置ニ而、御暇被差出道ハ有之間敷哉、中嶋文作・綾部四郎大  
 夫申談相尋候処、差支も有之間敷由ニ付、御当役安房殿へ池田  
 殿分御沙汰相成候処、可然旨被御聞置候、依之為念部リ御目附  
 重松善左衛門へ、内々中嶋同役・横尾佐吉分沙汰いたされ候処、  
 右者内分なからも承知相成兼候由ニ付、諸懸之義取戻、右ハ内々  
 しらせ候訳ニ可相当ニ付、夫迄ニ而翌十二日八ッ比分三人連打  
 立、彼地罷越候事

一 十二日、石塚渡ニ而柳川瀬高川口新町諸国屋と申宿屋へ止宿

一 十三日、夜五ッ半比肥後植木宿へ止宿

一 十四日、暁七ッ比分打立城下出町と申所へ参着、夜内之義ニ付  
 暫ク右町内江相屯、夜明候上ニ而、家老有吉大藏と申人之家来  
 笠井彦四郎と申人へ相尋、右者原五郎左衛門懇意之由ニ而、五  
 郎左衛門分手紙遣し被申候ニ付、右を差遣直ニ得面会候處、笠  
 井方分旅宿之手当等心遣有之、京町伊勢屋と申宿屋へ罷着、朝  
 飯相仕廻四ッ比分又々笠井方袴着ニ而罷出候處、暫咄杯いたし  
 左義長之義ハ凡九ッ比之由ニ付、相控居候處、應而酒杯差出被  
 申追々其頃合ニ相成候ニ付、棧敷ニ揚リ見物いたし候、当年ハ  
 馬数も相増凡七百疋余之由、子供七ッ八ッ位分乗出、此所ハ昼  
 之初リニ而式三返駈進、其後積立之かさり繩ニ火を入候處、惣  
 様之騎馬輪乗と申右火床を乗廻り、我先と火中を乗越、誠  
 ニ勇々敷事ニ而、兼而聞及候分きしふさんなる事ニ而、目を覚  
 し申候、是分外ニ六ヶ所、都合七ヶ所之由、其場所く相濟候  
 而分仕廻ニハせんだん端と申、城之東脇南北之小路江一統之騎  
 馬相集リ駈進有之、日暮ニ及候迄ニ而相濟候、其内ニハ落馬之  
 人も有之たる候へとも、格別之怪我無之、見物人之内両三人大  
 怪我之者有之、老人ハ即死いたし候由、朝之初リハ新町彦丁目  
 札之辻、此処ハ明六ッ比分初リ之由ニ候へとも見物罷出不申候、  
 右相濟候而分、夜ニ入沢村宮門と申人へ相尋、此人ハ儒者ニ而、

此方ノ遊学杯ニ参り稽古有之、役方ハ穿鑿頭と申、此方ニ而ハ盜賊方頭取之由、新地方之事ニ付而ハ、同人ノ向々存之人江沙汰をも可有之ニ付其志願之咄いたし候處、坂梨順左衛門と申、前方大庄屋ニ而色々工夫者ニ而新地方之事共委敷究理有之候由ニ付、右を相尋候様被申候ニ付、同夜直ニ坂梨方へ尋候處、得面談右之都合相咄候處、向々之人江添書差出被申候ニ付、右を受取荒辻之咄迄ニ而旅宿罷帰候

一 十五日、朝飯後ノ打立八代其外新地之場所志し罷越候、小代清兵衛ニハ外之連レニ而罷越被居候處、我々来込居候を聞付、同人ニも一同見物被罷出度ニ付、四人連罷越八代之内、鏡町と申所熊本ノ八里之處、同夜五ツ頃罷着止宿、右者坂梨方ノ同所惣庄屋本山郡次と申者へ手紙差遣罷成候ニ付、本山面会手紙差遣一先旅宿之手当相頼候處、夜ニ入思わ敷旅宿も無之ニ付、右本山へ一宿いたし候様強而沙汰有之候へとも、甚無心ニも有之候ニ付、是非宿手当之義及相談候ニ付、其心配有之鏡町江一宿いたし候事

一 十六日、朝飯後ノ新地見物罷越、尤本山方より下役差出相成、右を手引ニメ八代新地見物いたし候、右一通ハ向ニ記ス、扱新地築方之本人鹿子木徳之助と申、色々仕法者ニ而、別而切者之由ニ付、同人相尋候處、右搦内ニ住居有之、大分之家居ニ而、当時ハ白さトふ製法有之、右之仕様一々咄承り無残見物いたし、

夫ノ同人宅立寄新地之事共相尋候處、委細之咄有之、酒食等差出被申世話ニ相成、彼宅ニ而同暮ニ及候ニ付、又々前夜之所へ止宿

一 十七日、朝飯後ノ打立、搦方昨日之次ノ見渡、松橋新地之方迄、凡三里之所見物いたし候、今日者御国背重之者トて竹右衛門と申者、前方ノ折々肥後かよひいたし、新地築立之時分陶器杯持越、其続ニ而鹿子木氣ニ入、当時ハ大見ケメ之様ニ而滞留いたし居候由、是ハ小代所出入之者ニ而、今日ハ此者手引ニ而委細咄承り松橋之方迄送り参り候、夫ノ城下之方罷帰前之いせ屋へ止宿

一 十八日、朝飯後ノ打立清正公参詣、夫ノ罷帰り植木へ止宿、此節ハ岩村右近・小代清兵衛と五人連一所ニ罷帰候事

一 十九日、同所打立三池止宿

一 廿日、右同石塚通りニ而帰宅之事

里数附

一 佐嘉ノ柳川江

四里

石塚渡り有り此後一里

一 柳川中嶋へ 一里半

此処瀨高川之下舟渡有り、凡江幅五六拾間幅半道

一 中嶋中渡瀨へ 一里半

ノ葉と植木トノ間境木ト申宿有り、郡境ノ印木有り

一 わたせ中三池へ 一里

三池ハ御領ニ而柳川公御預所、尤此内纒本知も有之由

一 植木中熊本城下新町札辻迄 三里

柳川領ハ石ニ而一里塚相建居候、肥後領ハ往還左右ニ大木之榎式本有之、其下ニ角木長壱間余之一里塚相建居候

一 三池中麓江 式里

此間井手川と申所番所有り、麓迄凡七合位之由

新地方之事

一 麓中高瀨へ 式里半

此間高瀨中纒手前ニ坂之下と申所長洲江之追分有り、数多

但土居間數六千間之由

之鍛治有り、其内延寿之末刀鍛治有り、とふたぬきと申候

一 八代新地と而凡七百丁、文政四年之春より取掛同九月廿五日ニ

由、刀打賃肥後銀札式百四拾匁、脇差ハ百式拾匁之由、百

汐留之由 雇夫壹日ニ五千人程充部切

匁ハ正錢ニ而六貫文ニ当ル

右ハ天草扱又地方峯之者共雇入、賃錢之義ハ壹日ニ七拾文充、女ハ三拾文位充ニメ、食用ハ外之渡方相成候由

一 高瀨中木ノ葉江 一里半

石垣用之割石壹ツニ付

一 木ノ葉中植木江 式里

此処木ノ葉岳と云山有り、往還より北ニ当ル高山なり、此

七拾文加へ 但壹尺五寸方之石

山石石灰ニ成石出ル、真白して角石之様なり、堅石なり木

くり石壹坪ニ付 井樋之両脇石垣之大石凡式尺方壹ツニ付

式里 式百八拾文ツ、

壱貫四百文



水吐之水門數ヶ所八尺ニメ八枚、七尺ニメ五枚、其已下數口  
相部居候

汐留之場所凡四百間

右ハ最初取懸之前方、小石等ニ而右四百間之処、内外出入  
之汐洗放下無之様部置相成候由

汐留之事

其年九月廿五日之汐間ニ八代其外三郡々四万人餘之出夫を

以老日ニ留方相成候由、此出夫之者共餅差出相成候処、凡

百三拾表餘突立相成無異儀成就ニ付、其場所ニ而出夫之者  
共振廻有之候由

右築方ニ付、仕法者之義ハ鹿子木徳之助之由、当年六拾五才  
之由

俣弥左衛門と申当年三拾四五才、熊本御式台番様なる勤方有  
之候由、住居所右七百丁新地之内大分之家居ニ而候、身上ハ

百石程ニ而徳之助何■當時勤方ハ無之、八ヶ年已前々白さと  
ふ製法有之候

白砂糖製法之事

しほり方之儀ハ搦内へ廻水いたし、車仕掛ニ而しほり相成候、  
車之程サ<sup>(マ)</sup>壹丈四尺餘之大車ニ而、軸を石ニ而作立、此石ハ阿

波々取寄相成候由、牛ニ而引候よりハ五双倍も出来、しほり汁

千斤ニ付三升程餘慶ニ有之、大躰之処餘程宜敷有之由、きひハ

壹反ニ出来立凡壹万斤程、是ハ作地等不相成悪地之場所ニ相応  
いたし候趣、牛馬之骨を肥ニ入候由承り如何ニ候哉、相尋候処

右ハ取用之所格別相応いたし不申粉ニ碎捨入之処、薩州邊ニ而  
ハ凡三拾日位ニ而ハ解ケ仕廻候処、此処ニ而ハ其通り無之一躰  
之地元ニ倚候由

出来立之砂糖凡千五百丁程樽壹丁ハ懸目九拾六斤、代金凡貳兩  
餘之由

一 鏡町出向川南之内百丁之新地有之、文化元年之築立之由、此外

土居七百丁からミを築立後、土居開杯繕間之人家相建居候

一 右百丁からミ之南手ニ四百丁之新地有之、文政貳年築立之由

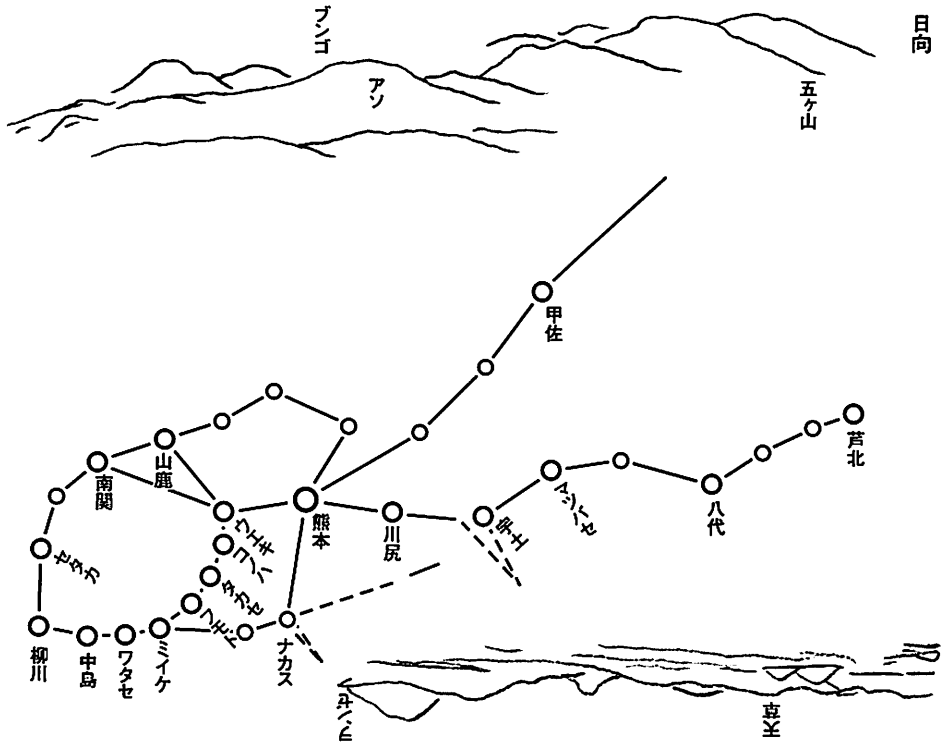
一 松橋新地凡五百丁程、此ハ七百丁からミより八九ヶ年後ニ而、

坂梨順左衛門頭取ニ而出来立候由、其後ニ鹿嶋新地其外大総之  
新地數ヶ所有之候、外向ハ皆以式間式間半三間之石垣念を入欠

キ合セニて築立、其内ニハ腰卷等之場所も有之、丈夫之仕構ニ  
而、七百丁之方ハ重ニ田方ニ相成、凡五六年之成目相懸り候由、

一 躰之場所八代辺々宇土出向辺迄之処入海之姿ニ而、西ハ天草  
向合ニ而風波も与賀川副波当よりハ餘程輕方と相見候、大図之

形り左ニ

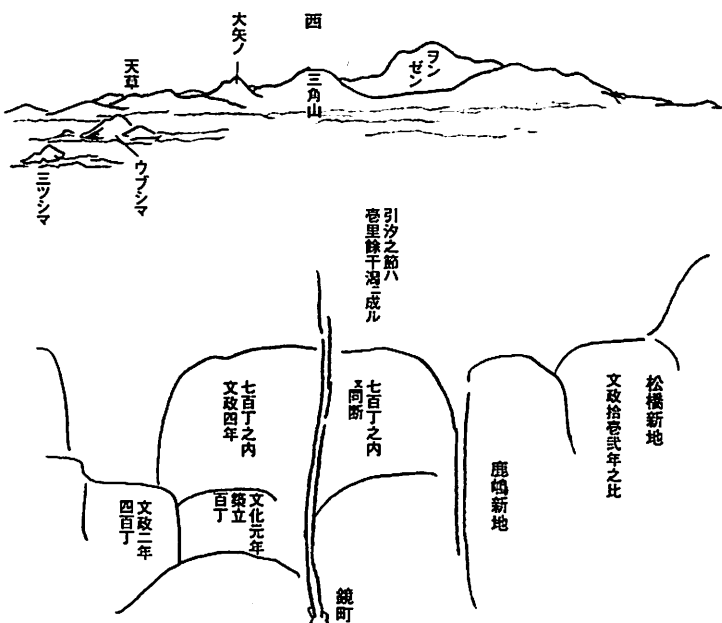


一 熊本城下家々表口二十二月十二日と書附張附有之候、相尋候處  
盗賊除之咒之由

一 小路内其外挟間之向ニむつのかはやき申之様なるニ、いわしのかしら・ところを少々だらの木之様なるいけ有之候、ゆひの程比なるを巻寸計りを貫候て壁と柱との間ニさし有之候、是ハ鬼咒之由  
右之外不能書載通り懸之事ニ而聞得候分、荒増記之置候

(完)

一 高瀬川東江玉名井手とて廻水之仕構有之、右ハ玉名郡之内六百丁程之田地早損之場所ニ候を、小田次右衛門粹茂助父子之工夫ニ而、井手構廻水之仕法有之候而、終ニ早損之憂なく、農民相歎、此仕法宝曆十四年ニ成就相成候、其後小田父子心魂を尽たること年経て空敷なりしことを思ひ附、村農共其由来しるし、右井手脇往還端江、高凡九尺幅四尺程之山つら石にて牌銘を天保六年ニ相建候由書載有之候



一 肥後御蔵米納候場所、高瀬川尻其外数ヶ所所有之由、此内川尻之方致見物候處、米ノ山とて式ヶ所積立有之、壹ヶ所ハ七万表之由、壹ヶ所ハ三万表誠ニ仰山之事ニ而候、是ハ屋なりニ積揚ヶ苦部相成居候、蔵ハ六間梁ニ三拾間位之式ヶ所有之、いつれも式間之卸附にて殊之外弁利宜敷相見候、高瀬之方同様之蔵ニヶ所、米之山ハ拾万山・八万山・五万山・三万山とて差定居候由

一 薩摩往還とて二ノ丸脇百間石垣、下通り南新町札辻門合北新城通りニ而、都合六ヶ所之門通りニ而候、城内本丸西櫓石垣其外尊大之仕構ニ而候

